

加古川市下水道使用料賦課誤りによる返還金支払要綱

平成 27 年 4 月 1 日

上下水道事業管理者決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、下水道使用料の賦課誤り（下水道未接続の者に対し下水道使用料が誤賦課された場合に限る。）による過誤納金のうち、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 236 条の規定により還付することができない下水道使用料相当額（以下「還付不能金」という。）につき、返還金を支払うことにより、納付者の早急な救済を図り、もって下水道行政に対する信頼を回復することを目的とする。

(支出の根拠)

第 2 条 返還金は、地方自治法第 232 条の 2（寄付又は補助）の規定に基づき支出する。

(返還対象者)

第 3 条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、還付不能金が生じた場合は、当該納付者に対して、返還金を支払う。

- 2 納付者本人が既に死亡している場合は、その相続人に返還金を支払うことができる。相続人が複数あるときは、相続人全員が連署した相続人代表者指定届出書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

(返還金額等)

第 4 条 返還金の額は、次に掲げる額の合計とする。

(1) 還付不能金

- (2) 還付不能金に係る利息相当額（民法第 404 条の規定による法定利率とする。ただし、利息相当額を計算する場合において、当該確定金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該確定金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとする。）

- 2 前項第 2 号の利息相当額は、当該下水道使用料の納期限の翌日から起算して還付不能金を確定した日までの期間に応じた額とする。ただし、領収書等により納付日が立証されたときは、その納付した日の翌日を起算日とする。

(返還金の請求)

第 5 条 第 3 条に規定する返還対象者は、返還金の支払を受けようとするときは、その支払の根拠となる領収書等を添えて返還金請求書（様式第 2 号。以下「請求書」という。）により、管理者に対して請求を行うものとする。

(返還金の通知)

第 6 条 管理者は、前条第 1 項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、返還金の額を確定し、返還金支払通知書（様式第 3 号）により請求者に通知するものとする。

(返還金の支払)

第 7 条 管理者は、前条の規定により通知したときは、速やかに返還金を請求者に支払う

ものとする。

(返還金の返還)

第8条 管理者は、虚偽その他不正な手段により返還金の支払を受けた者があるときは、次に掲げる額の合計額をその者から返還させるものとする。相続人代表者指定届出書、または請求書に記載された事項が事実と相違する場合において、管理者が必要と認めるときも、同様とする。

(1) 支払を受けた額に相当する額

(2) 支払を受けた日から返還された日までの前号の額に係る利息相当額（民法第404条の規定による法定利率とする。端数処理の方法については、第4条第1項第2号の計算方法による。）

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年8月20日から施行する。